

## 「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進		
施策	①廃棄物減量化・再利用・リサイクルの推進		実施計画掲載頁	26頁
対応する 主な課題	<p>○本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。</p> <p>○本県の一般廃棄物の排出量(一人当たり)は全国平均を下回り良好に推移しているが、リサイクル率は、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回っている。</p> <p>○産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。</p>			
関係部等	環境部、土木建築部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
<b>○ごみ収集の有料化促進</b>				
1	ごみ減量化推進事業 (環境部環境整備課)	—	順調	<p>○市町村会議にて有料化を促し、有料化についての問合せ・相談がある時には前向きに検討するよう促した。</p> <p>また、市町村がスムーズに有料化を行えるよう、各種週間・月間、キャンペーン及び環境教育用パンフレット作成により、県民のごみ減量・リサイクルに対する意識向上を図った。(1)</p>
<b>○資源再利用の推進</b>				
2	ごみ減量化推進事業 (環境部環境整備課)	3,333	順調	<p>○観光客にもレジ袋有料化等の理解を得るため、レンタカー雑誌やホテル等にて広告を載せ、理解を得ようとしている。また、ごみ減量推進週間、環境月間、環境フェアにてごみ減量やリサイクルに関する県民への意識啓発を図るとともに、ラジオCM、モノレール広告や、今後の施策に活かすためマイバッグに関するアンケートを実施した。(2)</p>
3	海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境部環境整備課)	1,230	順調	<p>○ 国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」(平成25～26年度)を活用し、平成25年度の結果を踏まえ、品質向上と運用面での課題となる「量的確保に係る検討」と「運用コストに係る検討」から「県内の潜在的な需要」と「売却益の有無」の評価を行った。また、報告書としてまとめを行った。(3)</p>
4	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部技術・建設業課)	10,783	順調	<p>○平成26年度は、建設リサイクル資材製造業者からの申請を受け、各種法令・基準等に基づき書類審査、工場審査を実施、「リサイクル資材評価委員会」を行い、新たに6資材の認定を行った。その他、536資材の工場等での品質確認を行い、行政関係者対象の研修や県民環境フェアでのパネル展示等の広報活動を行うなど、同制度の普及を図った。(4)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度)	829g (25年度)	805g以下	2g	958g (25年度)
	状況説明	本県の一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均を下回っているが、沖縄県の推移を見ると、ほぼ横ばい傾向となっているため、目標達成に向けて、県民のごみ削減の意識のさらなる向上を図る必要がある。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度)	15.3% (25年度)	22%	2.6ポイント	20.6% (25年度)
	状況説明	本県の一般廃棄物の再生利用率は、平成22年度と比較して2.6ポイント増加しているが、まだ全国平均を下回っている。目標値達成に向けて、ごみ減量・再資源化の意識の向上のため、より効果的な普及啓発の方法を検討し、市町村における分別収集に係る計画策定の支援など連携が必要である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
レジ袋辞退率	79.4% (23年度)	78.3% (24年度)	78% (25年度)	↘	—
ごみ処理有料化市町村数	32市町村 (23年度)	32市町村 (24年度)	33市町村 (25年度)	↗	—
県内ごみ総排出量(t)	442,132t (23年度)	447,521t (24年度)	436,373t (25年度)	→	—
沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価認定業者数	86業者 (24年度)	89業者 (25年度)	84業者 (26年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p><b>〇ごみ収集の有料化推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化には県民の理解を求めることが必要であるが、平成25年度末のごみ処理有料化市町村数は、33市町村で、8町村については、有料化による不法投棄の懸念や住民への負担増等の要因により有料化されていない。</li> </ul> <p><b>〇資源再利用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の再生利用率は伸び悩んでおり、1日1人あたりの排出量はほぼ横ばい状態にある。</li> <li>・海岸漂着物の再資源化について、県内のRPF(紙-プラスチック混合固形燃料)製造業者や経節製造時に流木を燃料(薪)として利用する業者へのヒアリング結果より、将来受け入れの可能性が示唆された。</li> <li>・建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業において県内で発生した廃棄物の有効活用が図られており、取組の効果が現れているが、一部のゆいくる材については原料(再生資源)の確保が困難である等の理由により、平成26年度は製造業者6社から路盤材など8資材の認定廃止届があった。</li> </ul>
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p><b>〇ごみ収集の有料化推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化は市町村が取り組むものであるため、市町村の判断が大きな要因となり、市町村の条例で定めるため、時間がかかる。</li> </ul> <p><b>〇資源再利用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の再生利用率は伸び悩んでおり、分別収集の策定計画は市町村が実施するものであり、市町村の判断が大きな要因になっている。</li> <li>・沖縄県土木建設部発注工事の現場から搬出する建設廃棄物(ゆいくる材の原料となる再生資源)については、ゆいくる材製造業者もしくは、製造はしていないが再資源化した後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出することになっているので、原料不足にともなう認定廃止とならないように原料(再生資源)を確保するため公共工事発注者に対し周知を図る必要がある。</li> </ul>
--

## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○ごみ収集の有料化推進

・有料化については、市町村の判断が大きな要因となっているため、国の基本方針を踏まえ、今後も実施市町村への情報提供を行うとともに、未実施町村への意識調査を実施し、その結果を踏まえ、有料化の導入について前向きな検討を促す。また、市町村がスムーズに有料化を行えるように、「ごみ減量化推進事業」の各種週間・月間、キャンペーン等の拡大、新たな環境教育用パンフレットの配布等、より効果的な普及啓発活動を行い、県民のごみ減量やリサイクルに対する意識の向上を図る。

### ○資源再利用の推進

・県民一人一人がごみ減量・再資源化に関する理解と関心を高められるような教育用パンフレットを作成・配布する。  
・容器包装リサイクル法に基づいた国の基本方針を踏まえた市町村への情報提供を行い、古紙や缶類の持ち去り対策等の取組や、分別収集の推進を図る。  
・平成26年度に実施したマイバッグに関するアンケートを解析した上で、レジ袋協定事業者との会議を開催し、県民のごみ減量化につながる効果的な施策を検討していく。  
・海岸漂着物の再資源化について、少しでもコスト的に有利と考えられるRPF製造業者への引き取りの可能性及び経節製造時に使用する燃料(薪)としての利用状況調査を地域別に検討する。  
・建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業において建設資材廃棄物(コンクリート殻、アスファルト殻)の再資源化率はほぼ100%で改善の余地は少ないが、県、市町村関係者へ、ゆいくる材の原料確保のため、建設廃棄物を現場から搬出する際の再資源化施設の選定について、公共工事発注者に対し説明を行い周知を図る。

## 「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進		
施策	②未利用資源の活用の推進		実施計画掲載頁	27頁
対応する主な課題	<p>○本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。</p> <p>○産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。</p>			
関係部等	企画部、農林水産部、土木建築部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用				
1	下水汚泥有効利用 (土木建築部下水道課)	8,787,308	順調	<p>○県や市町村の下水道施設から発生する下水汚泥を全量コンポスト化し緑農地還元することで100%有効利用した。(1)</p> <p>○下水汚泥や消化ガスの有効利用を推進するため那覇、宜野湾、具志川、西原の4浄化センターにおいて汚泥処理施設の整備を行った。また、流域下水道における消化ガス有効利用方法については、外部有識者の意見等を踏まえ、固定価格買取制度(FIT)を利用した再生可能エネルギー発電事業を推進することに決定した。(1、2)</p>
2	消化ガス有効利用 (土木建築部下水道課)	8,288,425	順調	
○水循環利用の推進				
3	再生水の利用促進 (水環境創造事業) (土木建築部下水道課)	77,167	順調	<p>○再生水利用の需要拡大のため、再生水利用推進協議会を2回開催し、共同事業者の那覇市と課題等の情報共有を図った。また、平成14年度から運用している再生水施設の監視制御システムの改良・機能増設工事を行った。(3)</p> <p>○県民に雨水利用について関心を高めてもらうため、県企業局、市町村水道局が実施する水道週間行事及び各ダムで実施されるダム祭り等の水関連イベントを活用して、利用用途に応じた雨水処理方法と雨水貯留施設等を解説した雨水利用の手引を紹介し、7千部配布した。また、平成26年度は、新たに各地域の公民館へ1千部を配布した。(4)</p>
4	雨水等の有効利用の促進 (企画部地域・離島課)	—	順調	
5	雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業 (企画部地域・離島課)	—	順調	<p>○避難対象施設への雨水貯留施設の導入を促進するため、公立学校を対象に設備導入調査を実施して状況把握を行った。また、県公式ウェブサイトにて雨水利用による経費節減効果を示し、各市町村の担当部署毎に説明会を開催した(防災担当部署:4月、教育施設整備担当部署:2月)。(5)</p>

○バイオマスの活用					
6	オガコ養豚普及促進事業 (農林水産部畜産課)	46,966	順調	○粉砕剪定枝の養豚利用に係る実証検証を実施し、豚の発育に影響がないことを確認した。モデル農家の実証展示豚舎において臭気測定調査を実施し、水洗豚舎に比べ、臭気発生が抑えられているデータを収集した。オガコ(おがくず)養豚モデルの豚舎改修等支援は、4箇所で行った。(6、7)	
7	環境保全型農業支援 (農林水産部畜産課)	46,966	順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度)	49.8% (25年度)	50%	1.1ポイント	40.5% (21年度)
状況説明	産業廃棄物の再生利用率は48.7%(22年度)から49.8%(25年度)へと1.1ポイント改善している。また、下水汚泥のコンポスト化(堆肥化)に取り組んだ結果、下水汚泥有効利用率は100%を維持しており、成果指標である産業廃棄物の再生利用率の向上に寄与しているものと考えており、引き続き同取組を継続することで、平成28年度目標値の達成が見込まれる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
下水汚泥有効利用率	100% (23年度)	100% (24年度)	100% (25年度)	→	58% (24年度)
下水道バイオマスリサイクル率	79% (23年度)	81% (24年度)	82% (25年度)	↗	24% (24年度)
「雨水利用の手引」配布数 (累計)	0部 (24年)	9,000部 (25年)	17,000部 (26年)	↗	—
避難施設となる公立学校等への雨水貯留施設の導入に向けた説明会参加市町村数(延べ数)	12市町村 (24年)	24市町村 (25年)	63市町村 (26年)	↗	—
オガコ養豚方式採用農家数	18戸 (23年)	20戸 (25年)	25戸 (26年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p><b>○下水汚泥及び消化ガスの有効利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消化ガス有効利用について、沖縄県流域下水道における再生可能エネルギー発電事業を行う浄化センターでは、関連する汚泥処理施設の工事が行われているため、発電事業と他の工事との間で調整が必要となる。</li> </ul> <p><b>○水循環利用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生水の利用促進については、再生水供給区域内において新規施設だけではなく、既存施設等へも利用促進を働きかけ、供給量増加に取り組む必要がある。</li> <li>雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、市町村の避難施設における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中・長期計画として取り組む内容となることから、普及の促進が容易ではない。</li> </ul>
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p><b>○水循環利用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水等の有効利用の促進については、沖縄本島では過去21年間給水制限等渇水状況を経験していないことから、一般県民の節水や雨水利用等に関する関心は、若い世代を中心に低下していると思われる。</li> </ul> <p><b>○バイオマスの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オガコ養豚普及促進事業および環境保全型農業支援については、オガコの安定供給や価格、品質に課題がある。また、剪定枝の利用においては、毒性植物の混入が懸念される。また、剪定枝オガコの畜産農家への定着化が必要である。</li> </ul>
--

## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○下水汚泥及び消化ガスの有効利用

・消化ガス有効利用について平成28年4月供用開始を目指している具志川浄化センターの再生可能エネルギー発電事業は、発電事業者、電力会社、県工事担当者と情報共有を図り、連携を密にすることで、計画的な推進を図る。

### ○水循環利用の推進

・再生水の利用促進(水環境創造事業)の取組は、順調に進捗しているが、今後とも供給量増加に向け引き続き関係機関と「再生水利用促進連絡会」を定期的に開催し、需要拡大の検討、新たな供給先の発掘等を行い、利用促進を図る。

・雨水等の有効利用の促進については、一般県民に関心を持ってもらうため、前年度から引き続き、各行政機関等の実施する水関連イベントを活用するとともに、今年度は、雨水利用施設の助成制度を有する自治体が、制度について各種広報等周知活動を行う際、雨水利用の手引の活用も併せて依頼する。

・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、市町村の中長期的な防災対策の着実な実施に向け、避難施設となる学校の校舎改築等のタイミングで雨水貯留施設の導入が図られるよう、毎年度、施設整備対象市町村に対して雨水貯留施設の整備に関する情報提供を行う。

### ○バイオマスの活用

・オガコ養豚普及促進事業および環境保全型農業支援については、研究機関にて剪定枝を活用した畜産向けオガコについて研究を進めている。また、県内毒性植物の生育状況調査、混入検査手法確立に取り組むと共に、オガコ養豚モデル農家への技術支援を実施する。



### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・広域化を推進する上で、委託処理を選択する場合、委託側は受け入れ側自治体のごみ処理事務の管理執行に関与しにくいいため、安定したごみ処理体制を構築することできない可能性がある。
- ・最終処分場の着工時期がやや遅れていることから、沖縄県は環境整備センターと連携し、着工までのスケジュール管理をする必要がある。また、今後の施設整備等に向けて、環境整備センターへの財政支援が必要である。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・広域化の推進に向け、地域住民の合意形成、運搬に関するルート等の確保が課題となる。また、組合を設立する場合に、関係町村で十分に協議を行う必要がある。
- ・最終処分場に係る地域振興策については、地元の意向を反映するため、引き続き、地域協議会において検討する必要がある。

### Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・広域化の推進に向け、市町村への情報提供・連携を図るための協議会の開催、住民説明会への関与等を行うなど、関係市町村および関係機関へ働きかけ、諸課題の解決に対し支援を行う。
- ・最終処分場に係る地域振興策については、地域協議会を定期的に開催し、要望事項について、関係部課から構成する庁内連絡会議において検討を行う。
- ・環境整備センターは、沖縄県と連携し、平成28年度着工に向けた実施設計に取り組む。また、環境整備センターの財務状況を勘案しながら、必要に応じた財政支援等の協力を行う。



## 「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進		
施策	②不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進	実施計画掲載頁	29頁	
対応する主な課題	<p>○廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となっており、適正処理や環境美化に対する意識向上が求められている。</p> <p>○環境美化については、県民参加型の全県一斉清掃イベント等を行っているものの、依然、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶、たばこの吸殻等が見受けられ、生活環境や街の美観を損ねていることから、県民の意識向上等を図る必要がある。</p>			
関係部等	環境部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	廃棄物不法投棄対策(廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費) (環境部環境整備課)	15,861	順調	<p>○廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、保健所に廃棄物監視指導員(6名)及び不法投棄監視員(3名)を設置し、監視パトロールや現場への立入検査等を実施した。また、不法投棄廃棄物の撤去事業を行う公益法人等に対する支援事業を行った。(1)</p>
2	排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境部環境整備課)	1,495	順調	<p>○建設業協会等の排出事業団体にも研修の周知を図ったうえで、産廃処理業者及び排出事業者の適正処理に係る研修会を本島及び離島にて計6回開催した。また、研修会の案内等を関係機関にも発出し、ごみゼロの日に合わせ、5/30には各保健所を中心としたゴミゼロパトロールを実施し、適正処理の周知徹底をはかっている。(2)</p>
3	ちゅら島環境美化促進事業 (環境部環境整備課)	1,593	順調	<p>○県内各地の道路、公園、観光地、海岸等を対象として、夏季の行楽シーズン、12月の年末大清掃の時期に合わせて、県民、事業者、団体等の参加を得て環境美化を実施した。取組により公共の場に散乱する空き缶・タバコの吸殻等がなくなり、生活環境や街の美観がよくなった。また、一斉清掃参加人数は計画値5万7千人に対し、実績値6万3千人となった。さらに、環境美化促進モデル事業については、平成25年度に指定した1地区に事業費の補助を行った。(3)</p>

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度)	96件 (25年度)	100件	44件	159件(10トン以上) (25年度新規事案)
1	状況説明	<p>平成25年度末における県内の廃棄物不法投棄残存件数は96件となり、基準値140件(平成22年度)と比べ減少している。96件の内訳は、新たに投棄現場が報告された事案が10件、平成24年度以前から残存している案件が86件である。現状値で平成28年目標値を達成しているが、さらなる不法投棄削減に向けて、不法投棄の事前防止、行為者の特定のための監視体制のさらなる強化や、不法投棄事案除去にあたって取り組みやすい環境整備を行う。</p>				

様式2(施策)

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度)	6.3万人 (26年度)	7.0万人	0.6万人	—
状況説明	平成26年度は平成24、25年度に比べて、全県一斉清掃の参加人数は増加している。また、参加している市町村、団体などは年々増加し、その活動規模も拡大していることから、今後も参加人数は増加していくと予想される。よって平成28年度目標値を達成する見込みである。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
優良産業廃棄物処理業者認定数	0者 (23年)	1者 (24年)	10者 (26年)	↗	831者 (H27.1.31現在)
全県一斉清掃参加人数	5.5万人 (24年度)	4.1万人 (25年度)	6.3万人 (26年度)	↗	—
全県一斉清掃参加延べ市町村数及び事業者数	52市町村 38事業者 (24年)	43市町村 36事業者 (25年)	54市町村 41事業者 (26年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

・産業廃棄物適正処理・優良化研修会の参加者は例年どおり予定定員数と同等かそれ以上の参加が見られるが、参加者に占める排出事業者の割合は依然として低調であることから、参加者数の増加に向けて、周知方法の改善や研修内容の見直し等が必要である。また、排出事業者は廃棄物の適正処理について意識が低いことから、優良な処理業者の選択方法及び適正処理に関する排出者向け研修を開催する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・廃棄物不法投棄対策について、不法投棄物の撤去は行為者の責任で行わなければならないが、行為者の特定は困難である場合が多く、また、自治体やボランティア団体による撤去についても多額の費用を必要とするため、撤去が進みにくい要因となっている。また、不法投棄等の除去については、県民からの社会的要請は非常に大きい。  
・ちゅら島環境美化促進事業について、清掃活動は天候に左右されるため、参加人数が変動することがある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・廃棄物不法投棄対策について、廃棄物監視指導員及び不法投棄指導員に関しては、引き続き警察OBからの登用を行い、監視体制の維持を図るとともに、県警や市町村に関しては、日頃からの情報提供や現場での連携に取り組んでいく。また、不法投棄原状回復促進事業について、引き続きHP等を活用した情報発信をすることにより、多くの団体による事業の利用を促進していけるよう取り組む。また、新たに沖縄県保健所設置市産業廃棄物不法投棄対策事業が制定され、保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に対して補助金の交付を行う。  
・産業廃棄物適正処理・優良化研修会について、排出事業者の参加を促進するため、産業廃棄物処理業者・建設業協会・中小建設業協会・工業連合会・商工会連合会に開催通知を文書にて発送し、周知を行う。また、アンケート調査より、今後の市況や法を遵守した経営方法についてニーズがあるため、講演実績のある廃棄物処理法に熟知した経営コンサルタントに講師依頼を行う。アンケート調査に加えて、簡単な設問を設けて、参加者の習熟度を確認し、次回の研修会にて活用する。  
・ちゅら島環境美化促進事業について、これまで行ってきた新聞広告やホームページでの情報提供、市町村に対する住民への周知依頼等により、その活動内容が広く知られることとなり、全県一斉清掃参加人数が増えたと思われることから、今後も継続して周知し、県民の意識にすり込まれるような取り組みを考えたい。また、小学生を中心に環境美化に関する教育用パンフレットを配布し、環境美化に関する児童の理解と関心を高め、自発的な行動に結びつけてもらう契機作りをする。  
・県民、事業者との連帯により地域環境美化活動の促進や不法投棄を防止するための監視、指導体制を強化していく。

## 「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進		
施策	③海岸漂着物の適正処理等の推進		実施計画掲載頁	30頁
対応する主な課題	○近年、県内各地の海岸において、海外からと思われる漁具やペットボトル、発砲スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いている状況である。			
関係部等	環境部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進(海岸漂着物対策支援事業) (環境部環境整備課)	294,552	順調	○国の「地域環境保全対策費補助金(H25～H26)」を活用した市町村等が実施する海岸漂着物の回収処理等に対する補助を行い約742トンの海岸漂着物を回収・処理した。 また、第11管区海上保安本部等と連携する沖縄クリーンコーストネットワークの活動(県内全域の海岸等での清掃活動等)により、県内における海岸漂着物の回収処理等を実施した。県下一斉海岸清掃によるビーチクリーン参加人数が約1万1千人であり、180カ所の海岸・ビーチで74トンのごみが回収された。(1)
2	海岸漂着物の再資源化に向けた研究開発の推進 (環境部環境整備課)	1,230	順調	○国の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」(平成25～26年度)を活用し、平成25年度の結果を踏まえ、品質向上と運用面での課題となる「量的確保に係る検討」と「運用コストに係る検討」から「県内の潜在的な需要」と「売却益の有無」の評価を行い報告書としてまとめた。(2)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

#### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
まるごと沖縄クリーンビーチ(県下一斉海岸清掃)参加人数	11,065人 (24年)	11,490人 (25年)	10,482人 (26年)	→	—

### III 内部要因の分析 (Check)

・国の「地域環境保全対策費補助金」について、平成26年度までは、補助率が10/10であったが、平成27年度が9.5/10、平成28年度以降は9/10と補助率が段階的ではあるが下げられるため、県の負担が発生する。

#### IV 外部環境の分析 (Check)

- ・海岸漂着物は繰り返し漂着し、また、海外由来も多いため、国レベルでの調整が必要であるが、国の「地域環境保全対策費補助金」について、これまでは、補助率が10/10であるが、平成27年度以降は補助率が下げられるため、各自治体の負担増となる。
- ・海岸漂着物の再資源化については、県内のRPF(紙-プラスチック混合固形燃料)製造業者や経節製造時に流木を燃料(薪)として利用する業者へのヒアリング結果より、将来受け入れの可能性が示唆された。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・引き続き海岸漂着物対策事業に係る国へ財政措置等を要望し、海岸管理者への予算分任、市町村への補助金交付等関係機関と連携し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制対策等の推進を図っていく。
- ・海岸漂着物の再資源化について、少しでもコスト的に有利と考えられるRPF製造業者への引き取りの可能性及び経節製造時に使用する燃料(薪)としての利用状況調査を地域別に検討する。